

# 応急小口資金貸付けのご案内

(令和5年9月版)

応急小口資金は、緊急に予期せぬ理由により、一時的に必要とする費用の調達が困難な方に小口資金を貸付けることにより、生活の安定と生活意欲の増進を図る制度です。

## 1 貸付け対象費用および貸付限度額

	対象費用 (本人または同居の親族に限る)	限度額
一般貸付	生活(失業等による困窮で次の収入を得るまでの生活費)・介護・就職・冠婚葬祭・出産・就学支度・やむを得ない理由による旅行	20万円
特別貸付	区内の転居	30万円
	災害等による住宅または家財への被害	40万円
	医療	60万円

※貸付額は、請求書等事実を明らかにする書類に基づき算出します。(単位1万円)

## 2 対象者

- (1) 1の表に掲げる対象費用を必要とし、この費用の調達が困難であること。
- (2) 練馬区内に1か月以上居住していること。(災害の場合は除く。)
- (3) 主として申込人の収入により生計が維持されていること。
- (4) 貸付け1、2か月後に平時の経済状態に復帰し、資金の返済が確実であること。
- (5) 現在この資金を借りていないこと。(災害の場合は除く。)
- (6) この資金の連帯保証人になっている場合、その返済が遅れていないこと。
- (7) 生活保護を受けていないこと。
- (8) 区から他の資金を借りている場合、その返済が遅れていないこと。
- (9) 連帯保証人を1名たてられること。

ただし、貸付理由が①災害の場合、②借受人がひとり親家庭の母または父で現に児童を扶養している場合、③借受人の世帯収入が生活保護基準額の2倍以内で必要額が10万円以下の場合 のいずれかに該当する場合、連帯保証人は不要です。

- (10) 代理人が手続きする場合、借受人に直接(面前または電話)、借受けの意思確認がとれること。
- (11) 借受人および借受人と生計を一とする同居人のいずれもが暴力団員でないこと。

裏面にも記載があります。

### 3 返済方法

貸付月の翌々月から、20万円までは20か月以内、  
40万円までは40か月以内、  
60万円までは60か月以内の均等返済

※ 原則として金融機関からの口座振替をご利用いただきます。

### 4 貸付金の利子

**無利子** ただし期限までに返済されない場合、その返済されるべき金額について、  
年3%の割合で計算した延滞金がつきます。

### 5 連帯保証人の資格（同居の親族は除く。）

- (1) 原則、練馬区内に1か月以上居住していること。
- (2) 住民税を完納していること（住民税非課税の方は、連帯保証人になれません。）。
- (3) 現在この資金の連帯保証人になっていないこと。
- (4) この資金を借りている場合は、その返済が遅れていないこと。
- (5) 連帯保証人に直接（面前もしくは電話）、保証の意思確認がとれること。
- (6) 暴力団員でないこと。

### 6 貸付け申込みに必要な添付書類等

- (1) 借受人の本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証、パスポート等）
- (2) 借受人の印鑑登録証明書（1通）
- (3) 事実を明らかにする書類（在職・採用・内定・決定証明書、罹災証明、病院の請求書、  
要介護認定通知書・介護サービスの請求書等）
- (4) 借受人の収入を確認できる書類（在職証明書、確定申告書の写し等）
- (5) その他必要な書類（世帯員の収入がわかるもの、借受人の実印、銀行印、預金通帳または  
キャッシュカード等）
- (6) 連帯保証人の印鑑登録証明書（1通）
- (7) 連帯保証人の住民税納税証明書（令和 年度分：1通）
- (8) 代理人が手続きをする場合は、代理人選任届・代理人の本人確認書類・代理人の印鑑等

#### 【申請窓口およびお問合せ先】 各総合福祉事務所相談係

各福祉事務所名	所在地	電話番号
練馬総合福祉事務所	〒176-8501 豊玉北 6-12-1 練馬区役所西庁舎 2階	5984-4742
光が丘総合福祉事務所	〒179-0072 光が丘 2-9-6 光が丘区民センター2階	5997-7714
石神井総合福祉事務所	〒177-8509 石神井町 3-30-26 石神井庁舎 4階	5393-2802
大泉総合福祉事務所	〒178-8601 東大泉 1-29-1 ゆめりあ 1 4階	5905-5263